平成２３年（フ）第１４８号
徳島県吉野川市山川町中須賀23番地３、旧住所香川県坂出市白金町３丁目７番28号
債務者　細川　和裕
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４号
徳島県名東郡佐那河内村上字中辺54番地
債務者　西河由美子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７２号
徳島県徳島市八万町法花谷196番地の４、旧住所徳島県徳島市論田町元開６番地の４
債務者　髙井　宏実
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８４号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長59番地３
債務者　西野　和美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０７号
福岡県久留米市東合川新町２番200―402号
債務者　中山リツコ
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９２号
福岡県久留米市白山町384番地５
債務者　臼井　豊子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１１６号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地
債務者　渡辺　　亮
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２２６号
兵庫県宝塚市塔の町116番地の２　グリーンハイム102
債務者　田中菜穂子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９号
兵庫県豊岡市今森494番地　江本ハウス103号、旧住所兵庫県豊岡市戸牧1110番地の５
債務者　和田　恒幸
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県美方郡新温泉町熊谷186番地
債務者　左右田征明
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
兵庫県養父市八鹿町八鹿803番地
債務者　安原　幸子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１２７２号
名古屋市千種区新池町１丁目20番地の２　新池第１ビル４Ｃ号
債務者　鍵山　謙治
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４４９号
愛知県小牧市小牧１丁目466番地
債務者　徐福こと　下村　教康
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
青森県八戸市大字売市字観音下43番地４　岩沢住宅Ａ、前住所青森県八戸市城下２丁目２番31号
債務者　日向　英子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
松江市上東川津町1901番地
債務者　藤原　駿弥
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６号
島根県安来市伯太町母里44番地
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５４号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1140番地
債務者　大西　五子
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係